＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（８月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R8.6.7	R8.8.5	８産労商支第542号　令和７年度べっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について（べっ甲原材料確保事業） ８産労商支第636号　令和７年度べっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について（べっ甲原材料確保事業） ８産労商支第637号　令和８年度　べっ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の交付決定について（べっ甲原材料確保事業）	129		1				1	1	1							（７条２号） 個人に関する情報若しくは他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号） 事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （７条４号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局商工部経営支援課
2	R8.7.2	R8.8.31	再エネ電源都外調達事業（都外PPA）実施要綱の制定について 再エネ電源都外調達事業（都外ＰＰＡ）実施要綱の改定について 再エネ電源都外調達事業（都外ＰＰＡ）実施要綱の改正について 令和7年2月12日再エネ電源都外調達事業(都外PPA)交付要綱改正検討資料	81	1															産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（８月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
3	R8.7.2	R8.8.31	令和8年6月8日15時17分メール 令和8年6月9日17時40分メール 東京都所管課組織アドレスからのメール案文① 東京都所管課組織アドレスからのメール案文② 東京都所管課組織アドレスからのメール案文③ 令和8年6月12日20時35分メール 令和8年6月18日11時49分メール 令和8年6月24日18時1分メール 令和8年6月25日19時10分メール 06産労産事第789号 再エネ電源都外調達事業（都外ＰＰＡ）助成金交付要綱改正の承認について 07産労産事第822号 再エネ電源都外調達事業（都外ＰＰＡ）助成金交付要綱改正の承認について	315		1				1	1	1	1	1				（７条２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号） 事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条４号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条５号） 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （７条６号） 外部には公表していない都の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、業務と関連のない電話やメールが来る等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（８月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	R8.7.2	R8.8.31	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課が所管する「再エネ電源都外調達事業（都外ＰＰＡ）」に関する以下の文書 ①本事業の実施要綱第５条第一号コ（「アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者」。以下「コ号」という。）が適当と認める者の解釈・適用基準に関する通達・指針・内部マニュアル・検討資料その他一切の文書 ②コ号の立案・制定過程における検討経緯に関する文書のうち関係者間の協議記録					1											実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課